

入会・退会規程

公益社団法人 鶴見法人会

入会・退会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人鶴見法人会（以下「本会」という。）定款第 6 条および第 8 条の規定に基づき、本会の会員の入会および退会に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(入会)

第 2 条 本会の正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会において定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第 3 条 会費の金額およびこれらの免除に関する事項については、定款第 7 条により総会の決議を経て別に定める会費規程によるものとする。

(退会事由および手続)

第 4 条 本会を退会しようとする会員は、退会手続きをおこない、任意に退会することができる。

2 定款第 8 条の定める事由により資格を喪失した場合、原則として既納の会費は返還しない。また、定款第 8 条（4）、（5）、（6）の理由により資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第 5 条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第 2 条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会の申込みに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会を認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後 5 年間は、再入会を認めないこととする。

(会員名簿および会員に関する情報の取扱い)

第 6 条 入会者は、会員の種別毎に本会の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から理事会の定める変更届けの提出を求める。

3 定款第 8 条に定める事由により、資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。

- 4 会員名簿に登録をされた会員に関する情報については、その可否および公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取扱わなければならない。

(改訂)

第7条 この規程の改訂は、理事会の決議をもっておこなう。

附 則

- 1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

(別紙) 入会申込書に記載する主要事項

1 正会員および賛助会員

(1) 入会に際しての誓約

「入会のうへは、貴会の定款および諸規程を遵守し、総会および理事会の決定に従います。」

(2) 法人名、所在地、電話、FAX、ホームページアドレス、メールアドレス、資本金、決算期、業種、紹介者名

(3) 個人情報公開についての同意・不同意の確認（ホームページ、機関紙での公表とその範囲）

(4) 月額会費

